

通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション利用までに必要な書類

○介護保険証、介護保険負担割合証（担当者会議で当方がスキャンさせていただきます。）

○診療情報提供書

主治医から管理医に向けた書類で、利用者の診察、リスク管理などに用います。主治医が平病院の場合でも必要です。所定の書式がありますが（ホームページよりダウンロード可能）、主治医の医療機関の書式でも構いません。利用者様、ケアマネジャーの方など主治医へ依頼するのはどなたでも構いません。ただし、利用者様負担が発生する場合がありますのでご注意ください。訪問リハビリテーションの場合、3か月毎に診療情報提供書の提出が必要ですが、2回目以降は当方で手続き致します（初回のみ手続きをお願いします）。

表.通所と訪問の診療情報提供書

	主治医	
	平病院	平病院以外
通所	必要	必要
訪問	不要*	必要

*形式的には不要ですが、情報共有および指示書作成の観点から、予め主治医の先生へ訪問リハビリテーション利用の意向を伝えて頂くことが必要です。

○契約書、重要事項説明書、個人情報同意書（全て担当者会議時に当方が準備致します。）

○利用者基本情報（ケアマネジャーの方をお願いしています。）